

学校におけるこどもの性被害

柳本 祐加子

I はじめに

II 学校教育現場における教師から児童・生徒等に対する性暴力

1. 内閣府男女共同参画局の取組み

(1) 第4次男女共同参画基本計画

(2) 女性に対する暴力に関する専門調査会の取組み

- ・『女性に対する暴力についての取組むべき課題とその対策』（平成16年）
- ・『女性に対する暴力を根絶するための課題と対策～性犯罪の対策の推進～』（平成24年）

2. 2017年刑法性犯罪改正

3. 自民党司法制度調査会の取組み

- ・2018年自民党司法制度調査会における報告
- ・2018年自民党司法制度調査会提言

4. 現状に関する考察

(1) 実情に関する情報例

- ・平成30年度公立学校教職員の人事行政状況調査について
cf.平成29年度調査
- ・平成30年度神奈川県SH調査
- ・平成30年度千葉県SH及び体罰実態調査
- ・大阪府⇒調査実施を予告
- ・豊田市特別支援学級児童に対する担任教員からの性暴力事件（民事裁判）
名古屋地裁岡崎支部平成30年6月29日判決

(2) 学校教育現場における性暴力事案への対応の「実情」の分析、検討

A：被害児童・生徒への対応

- ・ 事実調査
- ・ (刑事) 司法手続き上の対応
- ・ 教育上の対応

B：全校児童・生徒への対応

C：全校児童・生徒の保護者への対応

D：加害者への対応

- ・ 事実調査
- ・ 人事行政
- ・ 再発防止に向けた措置
- ・ 懲戒処分対象となった教員を告発すること
- ・ 部活動指導員、外部指導者の場合

5. 学校教育現場における性暴力事案への刑事法的対応

- ・ 適応可能な法条：条例、児童福祉法、刑法
- ・ 現行刑法との関係について
- ・ 準強姦罪として起訴された事例 名古屋地裁岡崎支部平成31年3月29日判決（無罪）
* 抗拒不能という概念に関する本判決の解釈

III むすび

====

(強制わいせつ)

第一百七十六条 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

(強制性交等)

第一百七十七条 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交（以下「性交等」という。）をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。

(準強制わいせつ及び準強制性交等)

第一百七十八条 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第一百七十六条の例による。

2 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、性交等をした者は、前条の例による。

(監護者わいせつ及び監護者性交等)

第一百七十九条 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為をした者は、第一百七十六条の例による。

2 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて性交等をした者は、第一百七十七条の例による。